

【ご案内】充電インフラ普及プロジェクト実施期限の見直しについて

平素より、電動車両(PHV・PHEV・EV)充電インフラ普及にむけ多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。
 ございます。

標記の件、充電インフラ普及プロジェクトの「申請書提出期限」「実績報告書提出期限」および、「普通充電器に関する申請書提出にあたっての施設条件」を一部見直しましたので、以下のとおりご案内させていただきます。

－ 記 －

<今回の見直し内容> (詳細は「充電インフラ普及プロジェクト申請要項」をご確認ください)

		現状	今回見直し
普通 充電器	申請書提出期限	2014年9月30日まで	2015年2月27日まで
	実績報告書提出期限	2014年12月26日まで	2015年12月25日まで
	施設条件 【対象施設】 ガソリンスタンド 小売店舗 (店舗面積1000㎡未満) 飲食店 郵便局/銀行/ 信用金庫/JAバンク	施設が年中無休または24時間営業でない場合は、充電電器が年中無休、かつ24時間利用可能である事	左記条件を、「施設が年中無休または24時間営業でない場合は、施設の営業時間にあわせて利用可能である事」へ緩和
急速 充電器	申請書提出期限	2014年9月30日まで	－ (予定通り2014年9月30日まで(*))
	実績報告書提出期限	2014年12月26日まで	2015年3月31日まで

- (*) ・ 2014年9月30日付けまでの消印が有効
 ・ 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書(様式1-1)」の写し等、必要書類を必ず添付ください(本申請書提出時は、NEV「補助金額の確定の通知書」の添付は不要です)

(ご参考 今回見直しの理由)

- ・ 普通充電器についてはより幅広い施設へ多くの充電器を普及できるよう、「申請書提出期限」および「実績報告書提出期限」を延長するとともに、対象施設条件を緩和
- ・ 急速充電器については申請書提出後の工事に掛る期間を考慮し「実績報告書提出期限」を延長

(留意点)

- ・ 今後の申請状況によっては申請書・実績報告書提出期限を変更する場合がございますので、本プロジェクト活用にあたっては、極力お早めにご申請くださいますようお願いいたします